第166回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年2月14日(木)13時30分~14時30分
- 2 場 所 山形県庁 10階 1001会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 高谷委員、髙橋委員、細谷委員、守屋委員、五十嵐(佐藤) 委員、徳山(高橋)委員、長谷川(松田)委員、世取山(奥 山)委員、今井委員、楳津委員、菅原委員、吉村委員

12名

欠席委員 國井委員、園部委員、長谷見委員、山口委員、山田委員、市 川委員、遠藤委員、小野委員、加藤委員、齋藤委員

10名

- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。
- 6 議 事

(2)審議

(議 長)

ただいまから、第166回山形県都市計画審議会を開会いたします。 本日の審議会は、公開といたします。

本日の議事録署名委員2名を私の方から御指名させていただきます。髙 橋委員、守屋委員、以上のお二方にお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。 今回、知事より本審議会に諮問されました案件は、皆様のお手元に差し 上げております議案書のとおりでございます。合計6案件でございます。 それでは、諮問事項について、当局の御説明をお願いします。

(相田県土整備部次長)

県土整備部次長の相田でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠に ありがとうございます。

知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただき ます。

本日の案件は、6案件でございます。

一つめが、鶴岡市にある、鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、櫛引 都市計画区域及び温海都市計画区域の4つの都市計画区域を1つの都市計 画区域に統合する案件でございます。

これは、県が指定する都市計画区域の変更について、審議会の御意見をいただく案件の「鶴岡都市計画区域の変更」と、審議会の議をいただく案件の、議第1号「鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、櫛引都市計画区域及び温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、議第2号「鶴岡都市計画区域区分の変更」について、計3案件でございます。

二つめが、米沢市の3・2・29号徳町窪田線の変更に係る案件の、議 第3号「米沢都市計画道路の変更」でございます。

これは、国道287号バイパスの整備に合わせて線形の変更を行うものです。

三つめが、鶴岡市の3・4・6号藤島下町線及び3・5・1号藤島駅笹 花線の変更に係る案件の、議第4号「藤島都市計画道路の変更」でござい ます。

これは、長期未着手路線の見直し等による変更です。

四つめが、庄内町の区域マスタープランに係る案件の、議第5号「余目 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」でございます。

これは、22年度実施の都市計画基礎調査の結果を踏まえて変更するものです。

それぞれの内容と縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、

「鶴岡都市計画区域の変更について」

議第1号「鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、櫛引都市計画区域及 び温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」

議第2号「鶴岡都市計画区域区分の変更」

を一括して議題に供します。

なお、関連する案件でありますので、説明後の質疑につきましても、一括して行うことをあらかじめ申し添えます。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は ありませんか。

(菅原委員)

合併からかなり時間が経過していますが、もう少し早く区域統合できなかったのでしょうか。

(西尾都市計画課長)

合併してすぐに鶴岡市で具体的な検討に入ったと聞いています。しかし、 区域の設定範囲の考え方や区域変更に伴う税金等に係る課題等を、市の内 部で慎重に検討、調整し、準備を進めてきたため、時間がかかったものと 聞いています。

(菅原委員)

固定資産税は上がるのですか。

(西尾都市計画課長)

固定資産税が上がるかどうかについては聞いておりませんが、都市計画 税で申し上げると、今回拡大する区域については、当面、都市計画税の課 税区域として定めない方針と聞いています。

(吉村委員)

鶴岡地区で市街化区域編入する区域について詳しく説明をお願いします。

(西尾都市計画課長)

従来、建物があった区域に道路の計画線がかかっており、道路を建設するにあたって工場の移転が必要になり代替地を求めたものです。

移転先としては、市街化区域内の空き地を探すことが原則ですが、市街 化区域内では立地できる区域が限られており、まとまった広さの土地が必 要ということもあって、市街化区域に隣接する区域に移転することになっ たものです。

(吉村委員)

通常であれば市街化区域内への移転ですが、空き地がないため市街化調整区域へ移転したということでよろしいですか。道路の建設があるたびに 市街化区域が広がっていくことにはつながらないのでしょうか。

(西尾都市計画課長)

市街化区域内において適地を探すことが原則です。しかし、建築物の用途や規模によって、やむを得ない場合のみ市街化調整区域で適地を探すことになります。

(議 長)

他にございませんか。

ないようでございますので、「鶴岡都市計画区域の変更について」は、特に付すべき意見はない旨知事へ答申することにいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(議 長)

御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

(議 長)

次に、議第1号「鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、櫛引都市計画 区域及び温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に関して、 これより採決いたします。

議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第2号「鶴岡都市計画区域区分の変更」に関して、これより採 決いたします。

議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第3号「米沢都市計画道路の変更」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は ありませんか。

(議 長)

質疑がないようですのでこれより採決いたします。議第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

(議 長)

全員挙手でございます。では、議第3号につきましては、原案のとおり 決定いたしました。

(議 長)

次に、議第4号「藤島都市計画道路の変更」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は ありませんか。

(議 長)

質疑がないようですのでこれより採決いたします。議第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

(議 長)

全員挙手でございます。では、議第4号につきましては、原案のとおり 決定いたしました。

(議 長)

次に、議第5号「余目都市計画区域の整備、保全及び開発の方針の変更」 を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は ありませんか。

(菅原委員)

立川周辺には多くの風力発電施設が建設されており、今後増えていくことが考えられますが、風力発電の開発の関係はどうなっているのでしょうか。

(西尾都市計画課長)

風力発電については今回の区域にないことから、マスタープランに記載しません。風力発電施設の取扱いについては不確かな部分もあるので確認します。

(議 長)

他にございませんか。

ないようでございますので、これより採決いたします。議第5号に賛成 の方は挙手をお願いします。

(議 長)

全員挙手でございます。では、議第5号につきましては、原案のとおり 決定いたしました。

本日は、以上をもちまして知事より本審議会に諮問されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(意義なしの声)

意義がないようでございますのでそのようにさせていただきます。 委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をいただきありがとう ございました。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

(終了 14時30分)

平成25年2月14日